

平成28年9月29日

関係各位

竹 原 市 長
〒725-8666 竹原市中央 5-1-35
総務部財政課 tel.0846-22-7731

災害復旧工事等における現場代理人の常駐義務の
緩和等に係る取扱いについて（お知らせ）

本市行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市における現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて、平成28年5月31日付けの「現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）」（以下、「通知」という。）のとおり、平成28年6月1日から当分の間、実施させていただいているところでありますが、そのなかでの災害復旧工事及び路線委託（以下、「災害復旧工事等」という。）の取扱いについては、次のとおりです。

1 現場代理人の兼務可能工事数の制限について

通知において、現場代理人の常駐義務の緩和が適用される公共工事について、現場代理人の兼務が可能となる公共工事の数は3件までと定められていますが、災害復旧工事等については制限がなく、災害復旧工事等を何件兼務いただいたとしても災害復旧工事等以外の工事を3件まで兼務できます。

2 兼務可能となる災害復旧工事等の規模について

通知において、現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務が可能となる公共工事は、請負金額3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満）の工事となっていますが、災害復旧工事等についてはこれらの適用を受けず、請負金額の上制限がありません。

3 兼務可能となる災害復旧工事等の工事箇所

災害復旧工事等で兼務可能となる工事箇所については、竹原市内となります。

その他、ご不明な点がございましたら、竹原市総務部財政課までお問い合わせ下さい。